

[抜粋]

第三条（残業と休日出勤）

1. 会社は緊急の場合に被雇用者に残業を要求する権利を持つ。
2. 残業に対する時間あたりの支払い額は、法律に従い以下の通りである。

$$\frac{\text{給料} \times 1.5}{225 = 7.5 \text{時間} / \text{日} \times 30 \text{日}}$$

- ・ 通常労働日の残業は通常支払い額の1.5倍
- ・ 休日の通常労働時間帯の支払い額は通常の1.0倍
- ・ 休日の残業は通常支払い額の3.0倍

2. 残業、早出の単位は1時間とする

- ・ 残業を行う場合、早出を行う場合は事前に所属部署のマネージャーの承認を得る事。
- ・ 承認を得ずに行った残業、及び早出は給料計算の計算に含まない。
- ・ 各自残業届けを提出し所属部署のマネージャーの承認を得る事
- ・ 出張の場合は先方までの到着時間、帰社又は帰宅に要する時間はすべて早出、残業の時間として認められない。

但し、下記の場合は残業代を支給する

- ・ 土、日、祝祭日にお客様の所へサービス、営業へ行った出張の場合は、先方までの到着時間、帰社又は帰宅に要する時間は労働時間として認める。労働時間は7.5時間としそれを超えた場合は残業時間とする。

第四条（給料の変更・支払い）

1. 会社は毎年4月1日に被雇用者の給料の調整を行う。会社は残業、国内出張や休日出勤手当を被雇用者の口座へ毎月24日に支払う。24日が休日の場合は次の労働日に支払われる。
2. 被雇用者は自身の給料から税金を支払う責任がある。これは会社がその給料から必要な税金を差し引くことで行われる。

第五条（交通費）

会社の要求によって会社外で働いた場合に発生する特別の費用に対し、会社は以下の通り補助する：

1. タイ国内の出張に関する費用
- 1.1. 宿泊を含む出張(所属部署へのマネージャーの承認が必要)

職位	手当	宿泊費(基準額)		
		GP1地区	GP2地区	GP3地区
スタッフ	200	1,200	900	700
運転手	150	900	600	500

(ア) GP1地区： Chiangmai, Hiangrai, Mae Hongson, Phuket, Sngkla(Hadyai), Chonburi(Pattaya), Nakorn Rachasima

(イ) GP2地区： Lampang, Phitsanulok, Khon Kaen, Kampanghet, Chantaburi, Rayong, Sukhotai, Khanchanaburi, Nakorn Sawan, Chumporn, Prachuab, Surai Thani, Su-Ngai Kolok

(ウ) GP3地区： GP1、GP2以外の地区

[以上、抜粋]